

## 申請書等における押印の見直しについて

行政手続の簡素化を推進し、市民等の負担軽減及び利便性の向上を図るため、令和5年7月から市民等から本市へ提出される申請書等における押印の見直しを行うこととする。

なお、所管課から個別に押印の取扱いについて相談があったものもあるため、既に個別に見直しを行っている手続もある。

### 1 基本的な考え

現在、本市における各種手続は、各課照会の結果3,027種類あり、そのうち内部手続を除き、署名・押印を求めている手続が2,032種類あるが、当該手続の大多数は、本人確認の手段としての効力が大きくないいわゆる「認印」を求めていることから、次に該当するものを除き、原則押印等を不要とする。

当該見直しにより2,032手続のうち押印を存続するものは22手続に限られることになる。

#### (1) 法令等により押印が義務付けられているもの

例：選挙人名簿抄本の閲覧申出

#### (2) 登録印（実印、登記印など）の押印を求めているもの

例：印鑑登録申請書、入札参加資格審査申請書など

### 2 留意点

申請者、市、その他第三者に不利益が生じるおそれがある場合は、「本人署名による提出」、「本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出」や「本人確認書類（運転免許証等）のコピーなどのPDFでの添付」などにより、本人の意思に基づき申請等をされていることの確認を行うよう心がけることとする。

### 3 規則等の改正について

規則で押印様式を定めている手続については、「押印の特例規則」を制定し、「印」の表記があっても押印が省略可能である旨を定め、様式から「印」を削除する等の改正は行わない。

その他要綱や要領、任意で定めている様式については、同様の考え方により、各所管課において改正その他必要な手続を行うこととする。

### 4 その他

人事・給与関係手続などの職員が行う内部手続については、現段階では廃止せず、引き続きデジタル化と併せて検討を行う。